

## 新型コロナウイルス感染症防止対策について

本校の修学旅行の実施に当たっては、東京都教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～改訂版 ver 2」（令和2年9月14日）及び一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」（令和2年9月1日）に基づき立案した旅行計画をもとに関係機関と調整した感染症対策により、教職員が総力を挙げて実施してまいります。

### ○ 基本的な感染予防対策について

- ・旅行日の2週間前から体温や体調などの記録を行い、健康状態を把握する。
- ・団体行動、グループ行動中は身体的距離（1～2m）を取り、場合に応じて、互いの会話をひかえるようにする。
- ・原則として、食事、入浴、就寝の時間以外はマスクの着用することとする。

### 1 交通手段（電車・バス）利用時の予防対策

- (1) 乗車の際は、マスクを着用し、乗降のたびに消毒設備（アルコール等）により手先の消毒を行います。
- (2) 車内での移動はできるだけ控えるよう指示し、電車等では、座席を回転して対面での利用は禁止とします。
- (3) 貸切バスについては、外気導入モードによるエアコンを使用しながら、安全に配慮して常に窓を数センチ開けます。
- (4) 休憩時や目的地到着後は、すべての窓を開けて車内の換気を行います。
- (5) 生徒同士の会話は、必要最小限となるよう事前の打合わせを十分に行うとともに、協力を依頼します。

### 2 宿舎の感染予防対策

- (1) (1、2泊目) 1部屋を1名当たり1.8畳以上（従来は1畳程度）  
(3泊目) 1部屋の人数を2～3名（従来は4～5名程度）として部屋内での密を防ぎます。
- (2) 入館の際は、手先の消毒を行い、三密を防ぐため、クラスごとに移動します。
- (3) 生徒が使用する部屋に消毒設備（アルコール等）を設置し、指先の消毒を行います。
- (4) 日中は部屋の窓を常に数センチ程度開けておきます。天候により常時開けられない場合は、時間を決めて一斉に換気を行います。また、夜間は、教員が巡回時に窓を開け、換気を行います。
- (5) 食事（朝・夕食）は1～2つのグループに分けて行います。座席は一人一人の間隔を空け、全員が同じ向きになるように座る、アクリル板を設置するなどの対策を講じます。また、配膳は感染防止のためセットメニューもしくは従業員が行います。
- (6) 入浴時、浴室が密にならないよう、浴室や更衣室の大きさに応じた人数で行えるよう調整します。
- (7) 発熱など体調不良を訴えた生徒は、別室で休養するよう体制をとります。新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、現地の医療機関や保健所などの指示に従って対応し、場合によっては、保護者に迎えを依頼します。詳細は、[4 参加に際して]の(3) 旅行中に新型コロナウイルス感染や感染疑い、濃厚接触となった場合の対応をご覧ください。

### 3 見学地等の感染予防対策

- (1) 班を基本として密にならないよう行動します。密になりそうな場所には教員を配置し、指示します。
- (2) エレベーター、ロープウェイの乗車人数は、施設の指示に従い、定められた人数となるよう指示します。
- (3) 昼食時は、食事前に手洗いをを行い、食後には指先の消毒を行い、一人一人の間隔を空けて食事をとります。

#### 4 参加に際して

修学旅行を安全に実施できるよう、各行程において、新型コロナウイルス感染症対策を施すとともに、各関係機関や旅行会社等へ依頼しております。これらの対策について御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

##### (1) 修学旅行実施前後の健康観察について

- ・実施2週間前から当日まで事前の健康状態を確認する。
- ・本人及び同居家族ともに実施する。  
(下記2点は、いずれも医療機関又は保健所の判断によること)
- ・本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加できないこと。
- ・本人又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加できないこと。

##### (2) 出発前に発熱や風邪等の症状が生じた場合

- ・出発日に本人や同居の家族に発熱や風邪の症状(37度以上の発熱、咳、ノドの痛みやくしゃみ等の風邪症状、味やにおいを感じない、強いだるさ、息苦しさ、腹痛、下痢等がみられる場合が該当)が見られる場合は参加できないこと。この場合のキャンセル料は保護者負担になること。
- ・校内の感染者発生に伴い、当該学年又は学校が臨時休業となり、出発日までに休業期間が終了しない場合は中止となること。この場合のキャンセル料は保護者負担になること。

##### (3) 旅行中に新型コロナウイルス感染や感染疑い、濃厚接触となった場合の対応

- ・万が一、旅行中に、発熱や風邪の症状が出た場合、また新型コロナウイルスに感染や感染疑い、濃厚接触となった場合は、旅行先の医療機関や保健所と相談の上で対応を行うこと。(下記の流れは、いずれも医療機関又は保健所の判断によること)

###### ① PCR検査等の必要性の有無を確認

- ・PCR検査の必要がない場合には、当該者は医師の指示に従い待機、または別行動となる。当該者以外は旅行継続。

###### ② PCR検査の必要がある場合

- ・当該者は検査結果が判明するまで別室隔離、その他全生徒・職員の健康観察のうえ、当該者以外の生徒は待機し、医療機関、保健所等の指示に従うこと。
- ・その際、旅行先での保護者への引渡しや、滞在延長の可能性があること。
- ・滞在延長や引き渡しにかかる費用について、保険適用以外は保護者負担となること。

###### ③ 新型コロナウイルス感染者が判明した場合

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 【感染者】     | 1 保健所から帰宅許可が出るまで現地治療             |
|           | 2 保護者へ連絡のうえ、原則現地で保護者に引き渡し        |
| 【濃厚接触者】   | 1 宿泊施設の別室での経過観察、保護者の迎えによる帰宅などの対応 |
| 【それ以外の生徒】 | 1 指示があるまで、宿泊施設で待機又は、旅行の中断        |
|           | 2 旅行先の医療機関や保健所と相談の上、学校判断ののち帰宅指示  |

#### (参考) キャンセル料規定 (名鉄観光サービス株式会社)

令和3年3月5日まで	702円(企画料金)
令和3年3月6日以降	旅行代金の20%
令和3年3月19日以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%